

こどもたちの元気な姿を伝えよう

気軽に会えない時期が続く中でも、子どもは日々成長します。元気に成長している姿などをみんなに伝える手段として、メッセージカードをつくり、社協窓口付近にて紹介しています。

町内で子育て中の人や、篠栗町にゆかりのある方から近況が届いているので一部紹介します。子育てサロンのようにみんなで一緒にゆっくり過ごすことが難しい日々ですが、つながっていた絆を継続できる支援に努めたいと思います。メッセージカードは現在も募集中で、随時社会福祉協議会ホームページやSNSで紹介します。詳細は、ぐりっこだより3月号に掲載しています。



介護用品の貸出をしています

社会福祉協議会では、広く町の福祉に寄与することを目的として、介護用品貸出サービスを行っています。利用には条件があります。以下を確認し、詳しくは電話で問い合わせください。

▼貸出物品

車いす、ポータブルトイレ、シャワーチェア、歩行器

▼対象者

一時的に介護用品が必要な町内在住者

▼申込み方法

電話で空き状況を確認し、借用申請書へ記入・捺印してください

▼必要なもの

印鑑

▼借用期間

1ヶ月間

▼費用

無料

▼受付時間

8時30分～17時(平日)

▼注意事項

- 車いすは要介護2～5の介護認定を受けている人は利用できません
- 貸出用具使用中の怪我や事故については一切の責任を負いかねます



車いす



ポータブルトイレ



シャワーチェア



歩行器

令和3年度ボランティア活動保険について

社会福祉協議会では、国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任などについて補償する「ボランティア活動保険」の加入受付を行っています。補償期間は年度ごとで、現在加入している人も、令和3年4月1日以降のボランティア活動について再度加入手続きが必要です。災害ボランティア活動などをする予定のある人は、安心して活動するため社会福祉協議会窓口で手続きを行ってください。

●受付日時／8時30分～17時(平日)

●受付場所／オアシス篠栗2階社会福祉協議会

●必要なもの／☐個人…印鑑、保険料

☐団体…代表者印鑑、保険料、加入者全員の氏名・年代の記載された名簿

●1人当たり保険料(年額/予定)／基本プラン 350円

天災・地震補償プラン 500円

※補償内容などの詳細は「ふくしの保険」ホームページで確認できます。

●保険適用期間／加入手続き完了日の翌日午前0時～令和4年3月31日 午後12時



日常生活自立支援事業

認知症、障がいのある人の福祉サービス利用のお手伝いや金銭管理のお手伝いができます

社会福祉協議会では、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。詳しくは社会福祉協議会に問い合わせください。

●対象／次のすべてにあてはまる人

①認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分のため、契約などの判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人

②この事業を利用する意思がある人

③この事業に必要な契約内容について理解できる人

※どれくらい判断能力があるかは「契約締結ガイドライン」に基づき確認します。

※上記①～③を満たす場合でも、支援計画に沿った支援が困難と判断されたときは契約できない場合があります。

●お手伝いの内容／①福祉サービスの利用援助

②日常的な金銭の管理

③書類などの預かり

●利用料／1時間まで1,000円(1時間を超えた場合は時間に応じて加算があります)

●預かり料／月350円または月600円(預かる内容に応じてどちらかの金額になります)

ご寄付ありがとうございます

社会福祉協議会へ次の方からご寄付がありました。厚くお礼申し上げます。

ご寄付頂いたご芳志は、社会福祉事業に有意義に活用させていただきます。

香典返しとして

■境和義さま 中町区

遺族 境伸二さま

■村瀬英雄さま 中町区

遺族 村瀬ケイ子さま

■進藤和子さま 庄区

遺族 柴田巖さま

■田村明夫さま 庄区

遺族 田村嘉代子さま

(1月受付分)

衣裳室だより

●緊急事態宣言解除後の貸衣裳室営業日・営業時間

営業日／火～金曜(祝日を除く)

営業時間／9～16時

休業日／月曜・土曜・日曜・祝日

問い合わせ／社会福祉協議会貸衣裳室

緊急事態宣言発出中は貸衣裳室は休業します

社会福祉協議会の各種事業は、地域の皆さまからの社協会員会費・赤い羽根共同募金配分金・ご寄付などを活用して実施しています。



社会福祉法人

篠栗町社会福祉協議会

オアシス篠栗内2階



■問い合わせ／TEL 947-7581